

「保育者」と「保育士」について

田村 滋男

(西九州大学短期大学部 幼児保育学科)

(平成 25 年 12 月 18 日受理)

“Hoikusha” and “Hoikushi” — identical or different?

Shigeo TAMURA

(*Departement of ECEC, Nishikyushu University Junior College*)

(Accepted December 18, 2013)

「保育者」と「保育士」について

田村 滋男

(西九州大学短期大学部 幼児保育学科)

(平成 25 年 12 月 18 日受理)

“Hoikusha” and “Hoikushi” — identical or different?

Shigeo TAMURA

(*Departement of ECEC, Nishikyushu University Junior College*)

(Accepted December 18, 2013)

Abstract

“Hoikusha” can be, for example, translated into English as “kindergarten teachers and child care workers in day-care center”, while “Hoikushi” means “child care workers in the day-care center and the children’s home”. Both seem to be quite similar but are different, or not identical, to be precise.

The difference derives from the definition of “Hoikushi” given by the Ministry of Health, Labor and Welfare in the Child Welfare Act, originally promulgated in 1947. “Hoikushi” is, after the Act, the personnel who work with professional knowledge and skills to give care to children in need under eighteen years of age. “Hoikushi” is qualified differently from the kindergarten teachers.

“What are the jobs and occupation of Hoikushi?” or “Are Hoikushi professional workers?” These questions would remain unanswered and the identity of Hoikusha remains ambiguous if Hoikushi continues to mean “the caregiver personnel who treat children from zero to eighteen years old in diverse child welfare institutions including day-care centers.”

key words : “hoikusha” (保育者), “hoikushi” (保育士)、
“kindergarten teachers” (幼稚園教諭)

はじめに

2010(平成 22)年の「保育士養成課程等の改正」の結果、保育士養成校で教えるべき教科目の一部変更が行われ、「保育者論」という科目が新設された。筆者はこの新しい科目を担当し授業を進めていく中で、「保育者」とは何かを改めて考えさせられることになった。

「保育者」という用語は、いわゆる「保育」関係の世界では日常ごく当たり前に使われている単語であり、今さら改めて論じる必要など無いという考えが一般的であろう。

しかし、「保育者とは何か」という問いは、じつは簡単に答えられる問いではない。それは「保育」の本質を考えることになるからであり、その場合は幼稚園教諭と保育士の関係、保育者の専門性といった難問について考えざるを得ないからである。

本稿では、まず「保育者」と「保育士」の定義を整理し、次に両者をめぐる問題、とくにその専門性について検討を行う。その上で、そうした問題にひそむ「問題性」について考察する。

Ⅰ. 「保育者」とは何か

① 語義

「保育者」とは何かを解明するにあたり、まず国語辞書の記述から検討すると、『広辞苑(第6版)』(岩波書店、2006年)には、「保育者」という項目はない。⁽¹⁾『日本国語大辞典(第2版)』(小学館、2001年)は、「保育士」、「保育所」、「保育料」など9項目を掲げているが、やはり「保育者」はない。⁽²⁾この語は、一般社会ではまだなじみが薄い用語なのであろう。

次に保育関係の専門辞典における定義を確認しておかなければならない。ここでは、以下の4辞典について検討する。

A. 森上史朗・柏女霊峰(編)『保育用語辞典(第7版)』(2013年、ミネルヴァ書房)

この辞典には「保育者」という独立項目があり、それは広義には「幼稚園教諭、保育所保育士に限らず、親もすべての幼稚園や保育所のスタッフも包含することばである」が、狭義には「幼稚園や保育所で直接的に子どもの保育にたずさわるものについての、そうした共通の働きに着目したことばとして」用いられる場合が多い、という。なお、保育と教育との違いを強調し、乳幼児期には「配慮をもって、専心かわかる人(=保育者)」が必要であるので「保育者には教師と異なった側面のあることを見逃してはならない」と述べている。

要するに、この辞典の言わんとする「保育者」とは、

- (i) 乳幼児の保育に関わるすべての人(広義)
 - (ii) 幼稚園や保育所で保育に携わる人(狭義)
- ということであろう。

B. 宍戸健夫、金田利子、茂木俊彦(監修)『保育小辞典』(2008年、大月書店)

本辞典には「保育者」という独立項目はないが、「保育者の専門性」、「保育者の養成制度」などの項目から推察すると、「保育者」とは結局、上のA.の(ii)と同じで「幼稚園や保育所で保育に携わる人」だと考えられていると判断できる。

なお、この辞書の「保育士」という項目には、「…保育所に勤務する保育所保育士と児童養護施設や知的障害児施設など児童福祉法第7条に規定する保育所以外の児童福祉施設に勤務する施設保育士に分けられる」という記述があり注目を引くが、この点については後に一括して扱うことにする。

C. 村山貞雄(監修)『幼児保育学辞典』(1980年、明治図書)

この辞典の「保育」という項目には「保育者」が追込み項目で次のように説明されている。「①幼稚園教諭と保育所に勤める保母の総称。両者は似た仕事であるが名称がちがうので、便宜上、または両者の統一を計るため、かつ戦前はともに保母と呼んでいたことから、このようにいうことがある。②乳幼児を保育する人。広義には母親や看護婦なども含めて保育者という。」⁽³⁾

この辞典の「保育者」の定義は「幼稚園教諭と保育所に勤める保母(保育所保育士)」ということである。

D. 岡田正章ほか(編)『現代保育用語辞典』(フレーベル館、1997年)

この辞典の「保育者」の項にはまず、「幼稚園や保育所などで保育に従事する者の総称である」と説明されている。

次に幼稚園教諭と保母の免許・資格の取得要件の違いに触れたあと、「幼稚園、保育所いずれの保育者にも、…その専門性が厳しく問われている」と述べ、最後に、「また、近年はベビーシッターや無認可保育施設など民間保育サービスに従事する者も「保育者」と呼ぶようになり、したがって認可施設(幼稚園や保育所)の保育者との間の職務内容(役割)の調整、両者の連携をはかるべきときにきている」と結ばれている。

以上のように、保育に関する主な専門辞典の中で「保育者」は、「幼稚園や保育所で保育という仕事に携わる人」と定義づけられていることが分かる。

② 教科書

次に、保育者養成校で使われている教科書の中で「保育者」はどう定義されているかを見てみよう。ここでは、「保育者論」と題する教科書のうち、代表的なものと筆者が考える次の4点について検討する。

A. 新保育士養成講座編纂委員会（編）『保育者論』（全国社会福祉協議会、2012年）。

本書では序章をはじめ第1章から第5章までの全章のタイトルに「保育者」という語が用いられているものの、その定義ははっきりしない。ただ、それに近いものとして序章第1節の「保育者論の意味」の次のくだりが参考になる。少し長いがそのまま引用すると、「なお、保育士の養成課程なのに「保育士論」でなくて「保育者論」なのはどうか、という疑問があるが、保育士は職務についての法的名称であり、人間としては保育を行う者という意味で保育者でよいのではないか、そのほうが意味で裾野が広がるということ、やがて「総合子ども園」が一般化していくことが予想され、保育士と幼稚園教諭を兼ねたような仕事になっていき、職務名称も変わる可能性がある、それを見越せば保育者論のほうが普遍性があるのでは、ということで保育者論が選ばれたという事情がある。」⁽⁴⁾

つまり、この書名は「保育士」論でもよいのだが、「保育者」論の方が「保育を行う人間」を意味して裾野が広がり、かつ普遍性がある、ということらしい。これを受けて、第1章「保育者とは」は「保育者（保育士）とはどのような職業であるか」という表現で始まり、もっぱら「保育士」の説明に終始している。つまり「保育者」と「保育士」は同じである、という認識である。

ところが、同教科書の別の個所では「戦後の日本の保育者には、保育所やほかの児童福祉施設で保育を行う「保育士」（1997年の児童福祉法改正により「保母」から名称変更された）と、幼稚園の「教諭」の二者がある。」という記述がある。⁽⁵⁾この個所では、「保育者」は幼稚園教諭と保育士の総称だという理解である。

このように、同じ書物の中でも執筆者によって「保育者」という語の理解に差があることが分かる。

B. 民秋言（編）『改訂保育者論』（建帛社、2007年）

この教科書にも「保育者」の定義またはそれに類する記述は見られないが、第2章の冒頭に「法的・制度的側面から保育者がどのような存在か、そして保育者はどうあるべきかについて述べていく」とある。

ここで言われている「法的・制度的側面」とは、幼稚園教諭と保育士をめぐる法制のことであり、要するに「保育者」とは免許・資格をもって幼稚園、保育所、認定子ども園で働く教諭・保育士の総称だ、という認識だと解

される。

C. 林邦雄・谷田貝公昭（監修）『保育者論』（一藝社、2011年）

この第2章「保育者とは何か」には、「…幼稚園や保育所を中心とする施設においては、教諭、保育士、看護師、栄養士、事務職員などのスタッフも含めて、保育にかかわる者を保育者と称する」という記述がある（28ページ、執筆は塚本美知子）。しかし、この書物の中で「看護師、栄養士、事務職員などのスタッフ」についての説明はない。その理由は、こうしたスタッフらが「間接的に子どもにかかわり、子どもたちの発達に影響を及ぼす者である」からであって、「ここでは、保育に直接従事する者として、幼稚園教諭や保育士について述べる」と結ばれている。

全15章からなるこの教科書の12章の章題に「保育者」という語が使われているが、それらはすべて「幼稚園教諭と保育士」を指している。

D. 秋田喜代美（編）『今に生きる保育者論』（みらい、2011年）

この教科書でも「保育者」に明確な定義は与えられていないが、序章から第10章を通しての記述から判断すると、それは「幼稚園教諭と保育士」を指していることがわかる。

なお、この教科書の「第1章保育者の仕事と役割」には幼稚園、保育所、認定子ども園の保育士と並んで「児童福祉施設における保育士の仕事と役割」について説明されている。これはAからCの教科書では触れていない注目すべき点であるが、上述した専門事典Bでの言及と併せて後述する。

以上のように、保育者養成校で使用されている教科書の中でも「保育者」の定義が明示されている場合は少ないとはいえ、この語は「就学前の乳幼児を公的施設で保育する幼稚園教諭および保育士」を意味する、という共通理解があると見てよい。

③ 専門書・学術論文

専門辞典と教科書における「保育者」の定義に加え、保育に関する専門書・学術論文の中でこの語がどう扱われているかを調べる必要がある。しかしながら、それらは膨大な数に上るためすべてを網羅的に調べることは不可能であるし、またさほど意味のあることでもない。そこで筆者は「保育者の専門性」に的をしぼり、この分野での先行研究の中でこの語がどう理解されているかを調べた。⁽⁶⁾

その結果、最近10年に公にされた研究で今回筆者が管見したもの限ると、「保育者」という語が上の①、②

でまとめた定義と異なる意味で使われているものはない。

「保育者」という語は、一般の国語辞典には採用されていないものの、保育関係の世界ではごく当たり前の普通名詞のように使われているのである。

ところで、この「保育者」という語になぜここまで拘るのかという理由を説明しておく必要があるだろう。

それはもっぱら「保育士」という語にかかわることであり、「保育所」以外の場所で働く「保育士」の存在を無視できないからである。幼稚園教諭と並んで「保育者」の重要部分を構成するのは「保育士」なのか、それともいわゆる「保育所保育士」に限られるのか。概念整理のため、以上のことを図1で表してみる。

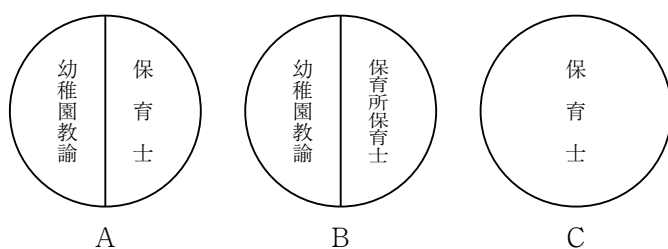


図1「保育者」の定義

「保育者とは何か」はA～Cの3種の理解に分けられる。このうち、Cは「保育者＝保育士」という見解であり、現実を無視した極論にすぎない。そこでAとBについて見てみると、保育界ではこのA、Bが（おそらく）無意識裏に混用されていることに気づかされる。そこから次の2つの問題が生じる。

- ア)「保育者」とは「Aである」と言いつつ、実際にはBの解釈に立って考えている、という問題、
- イ) A、Bどちらか一方の解釈に立脚しても、いわゆる「保育所保育士」と「施設保育士」の関係という問題はいずれの場合にも残る、という問題。

以下これら2つの問題について考えてみよう。

- ア)「保育者とは幼稚園教諭および（保育所）保育士のことである」という曖昧な認識に潜む問題

「保育者」という語は法定用語でも学術用語でもない。そのためもあり、この語はつねに曖昧さをはらんで用いられている。「保育者」とは、理念上はAの「幼稚園教諭および保育士」であるが、実態上はBの「幼稚園教諭および保育所保育士」を指すという「ねじれ」解釈が一般的に行われているのである。

この問題は、たとえば全国保育士養成協議会が2013年8月に発行した専門委員会課題研究報告書「保育者の専門性についての調査」という大部な冊子を読むとよく

分かる。⁽⁷⁾

この調査の依頼書に付された「研究テーマ」の説明を次に引用する。

「(本研究は、調査1として保育所、児童養護施設、乳児院に勤務する保育士、調査2として保育士養成施設に勤務する教員、調査3として認定子ども園に勤務する保育士及び幼稚園教諭を対象に実施する予定ですので、研究テーマではあえて保育者という名称を使用しています。)(「同書」321頁。下線は本稿筆者)

「保育者」という語を調査で使う場合でもこうした補足説明が必要になる理由は、いったい何か。それは、要するに、実態としては「保育士」の専門性についての調査なのだが、幼稚園教諭を調査対象から除外する訳にはいけないので、「あえて」保育者という名称を使用する、ということであろう。図1の定義によれば、本来はCなのだが、あえてAの範疇を採るということである。

さらに、この「保育者」とは上図のBではなく、あくまでもAなのだ、という主張もこの調査で読み取れる。それは「調査1」の質問紙の冒頭に記された次の説明に示されている。

「※この質問紙で用いている「保育」という言葉は、広く「養育」という概念を含んでいます。」(同上)

この一文の意味することは、「児童養護施設・乳児院の保育士ももちろん「保育士」であることは言うに及ばず、保育者でもある。なぜなら、「保育」には「養育」という概念が含まれているからだ」ということだと考えられる。

以上をまとめると、この調査では「保育者」を上図のAであってBではない、と言っていることが分かる。そしてそのこと自体は「児童福祉法」の規定どおりであり、当然といえば当然であるが、上述したイ)の問題がいぜん残ることになる。これは「保育士」の本質にかかわる問題でもあるので、それについては次に節を改め考察してみたい。

Ⅱ.「保育士」とは何か

①「保育所保育士」と「施設保育士」

「児童福祉法」による「保育士」の定義は次の通りである。「保育士とは…専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び…保護者に対する…指導を行うことを業とする者をいう」(同法第18条の4)。

これは保育界では常識といってよい規定であって、この中の「児童」が「満18歳に満たない者」であり、それが「乳児」「幼児」「少年」と分けられていることと併せて、保育関係者なら誰でも知っていることである。また「保育士は児童の保育にあたる」という規定を根拠に保育士必置義務のある児童福祉施設として、「保育所」「児

児童養護施設」「乳児院」があることもまた周知のとおりである。

そして、「保育士とは何か」については、I. で引いた各種の専門辞典、教科書、論文はすべて上の法規定を根拠に同じ定義を与えている。

ただ、「保育士」の勤務先としては「保育所」が圧倒的に多く、「平成 21 年社会福祉施設等調査結果の概況」によれば、全国の社会福祉施設に勤める保育士の総数 340,038 名のうち保育所保育士が 331,849 名（95.3%）を占めている。そのためか、「保育士」をめぐる議論は、いわゆる「保育所保育士」を対象としたものに終始しており、児童養護施設や乳児院で働く「保育士」（いわゆる「施設保育士」）は、保育所保育士と同じ保育者なのかどうか、といったことが論じられることは稀である。

その数少ない研究の 1 つに、渡邊瑞穂・横川剛毅・鈴木敏彦の論考がある。彼らは、「施設保育士養成教育のあり方に関する基礎研究」（『和泉短期大学研究紀要』第 32 号、2011 年）の中で、すべての保育士に共通の基盤（価値・倫理、知識、技術）の上に各種保育士に固有の知識・技術を立脚させる構想を描きつつも、次のように述べている。「…施設保育士の役割・機能等は必ずしも明確になっておらず、また、保育所以上にソーシャルワークによる支援が求められるであろう施設保育士のソーシャルワークないしはソーシャルワーク機能についても明らかではない」。⁽⁸⁾

ただし、この「保育所保育士と施設保育士の関係」という点に関しては、1985（昭和 60）年に中央児童福祉審議会保育対策部会保母養成教育課程検討小委員会がまとめた「保母養成教育課程基準の在り方にかかわる基本的検討事項」の重要性を見逃してはならない。この小委員会では「…保育所保母とその他の児童福祉施設保母との関係で、両者が児童福祉という点において共通性を有することを原則とするにしても、保育所保母は 3 歳以上の幼児に対して幼稚園同様の幼児教育を行うことがめざされている事実にかんがみ、保育所保母とその他の児童福祉施設保母とにそれぞれ対応する二種類の保母資格を分化させるようにしてはどうか」という意見が出され、保母資格の二分化が議論されていたのである。⁽⁹⁾

このように今から 30 年近く前に「保育所保育士と施設保育士の分離」という議論がなされ、理念と実体との間の乖離が問題になっていたことがわかる。それをあえて図示すれば次の図 2 のようになる。

「保育士」とは、理念上は D「施設保育士および保育所保育士」であるが、実態上は E「保育所保育士」を指すという「ねじれ」解釈が、ここでも一般的に行われているのである。

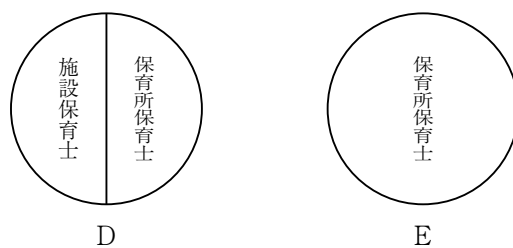


図2「保育士」の定義

この「ねじれ」は、「保育所保育指針」と「児童養護施設運営指針」・「乳児院運営指針」の作成された時期の違いに見て取れる。

「保育所保育指針」が最初に制定されたのは1965（昭和 40）年であるが、⁽¹⁰⁾「児童養護施設運営指針」・「乳児院運営指針」はともに2012（平成 24）年に作成されたに過ぎない。その間に50年近くの時間差がある。後者について厚生労働省は、「保育所保育指針に相当するものが、社会的養護の施設には無い」ため「従来、施設ごとの経験の積み重ねで、ノウハウが蓄積されてきたが、施設により取り組みの差が大きい」ことを、その作成理由に挙げている。

「保育所保育指針」には保育目標、方法、内容、子育て支援、職員の研修などが細かく記述されており、さらに詳細な「解説書」まで作られている。しかし、後者の両指針には、それらがごく最近に作られたためか、「解説書」はまだ無く、しかも「保育士」という語はともに1回、それもまったく同一の文章で用いられているに過ぎない。

「保育所保育士」と比べると、「施設保育士」の方はいかにその存在の影が薄いと言わざるを得ない。じじつ、「平成 23 年度全国保育士養成セミナー」の分科会でも同様の問題が提起されている。たとえば、この第4分科会で提案を行った一研究者は、「幼稚園と保育所保育士を一体化する方向性であるが、施設保育士は区別していると感じる」と述べている。

そこで、次にこの「施設保育士」の職務はいったい何か、ということを検討しなければならない。

②「施設保育士」の職務の性格

いわゆる「施設保育士」の中で「児童養護施設保育士」の「保育」の対象は、保育所はもちろん乳児院とも異なり、主に少年である。つまり6才から18才までの子ども（「措置延長」が加わると20才まで）が主たる対象なのである。それゆえ、ここではもっぱら「児童養護施設保育士」について考えることにする。

「児童養護施設」とは、原則として乳児を除く「保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所

した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設」である（「児童福祉法」第41条）。

この施設に置くべき職員は「児童指導員、嘱託医、保育士、個別対応職員、家庭支援専門相談員、栄養士及び調理員並びに乳児が入所している施設にあっては看護師」である（「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」第41条。なおこの基準は旧「児童福祉施設最低基準」を平成23年に改題したものである）。これら職員のうち、入所児童と起居を共にしながら彼らの養護に携わるのが児童指導員と保育士であることは言をまたない。

その「養護」とは、「児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育する」ことである（前述の「基準」第44条）。ここで、こうした養護に携わる児童指導員と保育士の職務内容の違いは何か、という疑問が当然に浮かんでくる。

ところが、じつはこの疑問には誰も答えられない。法的にはもちろん、保育・養護の専門家でも、そしていわゆる現場でも、児童指導員と保育士の職務内容の違いを明確に説明できる人はいないのである。

たとえば、すでに見たように、「児童養護施設運営指針」（平成24年3月29日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の中で「保育士」という語は1度用いられているにすぎない。それも「保育士」の職務に関する説明でも何でもなく、「児童指導員」にいたっては、その語自体が出てこない。

両者の職務内容として、「保育士」は施設内の業務を担当し「児童相談員」は対外的業務に責任をもつ、という解説や¹¹⁾、「保育士が低年齢児童のケアを担い、児童指導員が高年齢児のケアを担う」という役割分担の例のほか、前者は母親の、後者は父親の役割を分担する、という説明すらなされている場合もある。¹²⁾

児童養護施設に入所する子どもの数は年々増加の一途をたどっており、平成23年には全国で3万人近くにのぼっている。その年齢別内訳の概略は、就学前児童が2割、小学生が4割、中学生・高校生が4割である。

このことに関して、ある論者は「…主に低年齢児との関わりを中心に教育、養成されてきた保育士にとっては、児童養護施設での高年齢児との関わりは、想定外に近い」だろうと述べている。また、次のように極論する研究者もいる。「…保育を目的とする施設は、保育所である。（中略）。児童養護施設は…保育する施設ではなく養護する施設である。養護する施設で、保母は保育するということになる」。¹³⁾

これら中学生・高校生を養護する保育士の仕事は、はたして「保育」という範疇に入るものなのか、あるいはその延長上で考えられるものなのか。こういう疑問が生まれるが、じつはこの疑問に対しても明快な答えは無い。

たとえば、『社会福祉用語辞典（第9版）』（ミネルヴァ書房、2013年）中の「保育士」の項には、「…保育所に配置されている保育士が圧倒的に多いが、その他にも乳児院、児童養護施設、知的障害児施設などの児童福祉施設に配置されている。その職務は施設により異なるが、保育所では…」¹⁴⁾

とあるだけで、いわゆる「施設保育士」の職務についての説明はない。

このように「児童養護施設保育士」の職務の性格については、つねに曖昧さが付きまとう。このことは、「保育士の専門性」議論を見ればいっそう明らかになる。そこで、最後にこの点に関する最近の議論を検討し保育の本質について考察を進めることにする。

Ⅲ. 「保育士の専門性」とは何か

この問題について、ここでは主に次の資料に基づき検討を行う。

- A. 全国保育士養成協議会専門委員会（編）「保育士養成資料集、第44号、保育士養成システムのパラダイム転換—新たな専門職像の視点から—」（2006年）
- B. 全国保育士養成協議会専門委員会（編）「保育士養成資料集、第46号、保育士養成システムのパラダイム転換Ⅱ—養成課程のシーケンスの検討—」（2007年）
- C. 全国保育士養成協議会専門委員会（編）「保育士養成資料集、第48号、保育士養成システムのパラダイム転換Ⅲ—成長し続けるために養成校でおさえおきたいこと—」（2008年）
- D. 全国保育士養成協議会専門委員会（編）「平成24年度専門委員会課題研究報告書「保育者の専門性についての調査」—養成課程から現場へとつながる保育者の専門性の育ちのプロセスと専門性向上のための取組み—」（2013年）

まず、これら4点の研究報告書の内容を、保育制度の変遷を中心に「保育士の専門性」という観点から、以下に整理する。

A. 「保育士養成資料集第44号」は、「保育士養成課程の歴史的変遷と制度としての保育の現状を俯瞰することから、保育士養成の課題を明らかにするとともに「反省的实践家」をモデルとする新たな専門職像とその概念に基づく保育士養成の意義について提示する」ことを目的とした研究である。

この第1章末には「保育士養成課程の変遷から見る歴史的特質」として次の3点があげられている。

- ① 1962年に幼稚園教諭と保母の養成課程の接近が図られた結果、保母に必要な知識・技能がきわめて曖昧なものになったこと、
- ② いわゆる「保育所保育士」と「施設保育士」の資格分離の問題が1970年以降、何度も議論されてきたこと、
- ③ 保育士養成における「養成と採用・研修の円滑化」のための基盤は極めて脆弱であること。

こうした特質を踏まえ、この研究では「保育士の専門性にかかわる課題」として、

- a. 「専門性」、「専門職性」、「専門職制度」という言葉の定義ができていないこと、
- b. 専門性を捉える枠組みは、従来の専門職像（技術的熟達者）の枠組みか、新たな専門職像（例えば反省的実践家）の枠組みか、
- c. 保育士の独自性とは何か、明確でないこと、

を指摘した上で、このうちc. の課題を、

- i. 保育士と保育者の違いは何か、
 - ii. 保育所と保育所以外の児童福祉施設等で保育士の専門性に違いはあるのか、
 - iii. 同様な実践を行う時の他職種との違いはどこにあるのか、
 - iv. 保育士はケアワーカーなのかソーシャルワーカーなのか、
- という4点にまとめている。

B. この「保育士養成資料集第46号」の研究の目的は、上のA. で「整理された課題群の核になる部分である、養成課程のシークエンスに対する提言を行うことである」とその「はじめに」のはじめに明記されている。しかし、不思議なことに、このA. には「シークエンス」という語は全章を通じ、1度も使われていない。

それはともかく、この研究の特徴はその第1章「保母・保育士養成課程の歴史的特質とその〈アポリア〉」に示されている。この章は、じつはA. の第1章「保育者養成課程の歴史の変遷」を「再構成」したものである。

具体的にどのように「再構成」されているか、というと、このB. では、

- ◎A. の幼稚園教諭の養成に関する記述が、すべて削除されている、
- ◎戦後間もない時期に実施されていた「保母資格認定講習会」に関する記述、第1回保母試験（昭和23年）に関し当時の副島ハマ厚生省児童局保育課事務官が指摘していた問題点をめぐる記述、「戦後初期の劣悪な

保健・衛生環境への対応が保育現場で求められていた」という記述、が削除されている、

- ◎幼稚園教諭とは異なり、保母（保育士）は「児童福祉施設で保育に従事する」専門職であるという旨の記述が、保母試験の科目や保育士養成施設で教える科目を根拠に追加されている、

- ◎「保育士の専門性を見なおす上で、非常に重要な定義の変更」として、いわゆる「保護者に対する指導」が加わった、という記述が追加されている、

- ◎「保育士養成校が当面している役割」として「中等後教育」、「高等教育」、「職業専門教育」の3つの問題がある、という記述が追加されている、

のである。

総じてこのB. では、「保育者」という語の使用を抑制し、かわりに「保育士（保母）の職務の独自性と専門性」を強調している点が目立つ。そして、「シークエンスの検討から見出された点」として、①各教科目、各系列の整理、②「ふりかえり」の態度の育成、③養成課程の一貫したプログラム、④学生自身の生身の経験を核にした授業の組み立て、⑤経験を反省的に考える機会を提供する演習、の5点あげたのち、「保育士養成課程のシークエンスを検討することにより、求められる保育専門職の養成プログラムの策定を試みたが、結果的に、現実としても制度としても変動が激しくなっている現在、むしろ多くの課題が改めて明らかになった」と結んでいる。

C. 「保育士養成資料集第48号」の研究の目的は、不明である。その「はじめに」（1頁から13頁）を筆者は数回読み返したが、結局「研究の目的」も「研究の方法」も理解することができなかった。「基本的な視点に立ち返る」とか「心性を養う」とは、いったい何をどうすることなのか、という疑問をはじめ、「最低限身に付けておかなければならないこと」が「おさえておきたいこと」という「言葉づかい」に変更された理由など、分からない部分が多い。

とはいえ、第1章冒頭において、「保育士」論は開けてはならぬ“パンドラの箱”であると言いつつ、平成13年の「児童福祉法」一部改正（「保護者に対する指導」の保育士の職務への追加）は「保育士」像を引き裂く結果につながった、と指摘している点は一考に値する。また、「保育士養成」という〈アポリア〉として、①「保母（保育士）」は「幼稚園教諭」と接近したため、その独自性が希薄化したという問題、②「保育所保育士」と「施設保育士」の養成の分離という問題を指摘していること、さらに「保育士養成課程と保育士試験という資格取得の複線的なシステムが抱える矛盾」はもはや見逃せないと明言していることにも注目しなければならない。

D. この「保育者の専門性についての調査」は、「養成施設・保育現場がともに保育者養成に携わる者として、保育者養成学と向き合おうとする試み」である（同書「はじめに」）。

資料を含め 371 頁に及ぶこの研究報告書の大半は、「保育所・児童養護施設・乳児院に勤務する保育士と保育士養成校に勤務する教員が持つ保育者の専門性に対する意識」調査の詳細な内容紹介である。この調査で使われた「保育者」という語の理解については、上の「I. 保育者とは何か」の末尾ですでに考察した。

この調査の本質である筈の「保育者の専門性」をめぐるでは、「保育士のアイデンティティが明確になっていない」ために「養成施設の課題としても保育者の専門性とは何かということが、これまで、都度立ち上がり問われ続けていることが見て取れる」と整理している。

さらに、本報告書の「おわりに」の部分には、「保育者基礎力」という斬新な概念が導入され、その上に立脚する「態度」「知識」「技能」の 3 要素が「保育者の専門性」を構成するという記述があり、図も添えられている。この「保育者基礎力」とは「保育者が働く際に求められる基礎的な事項」であって、それには「ていねいにきれいな字を書くことができる」、「保育者としての言葉遣いやマナーに配慮して行動することができる」、「時間や期限を守ることができる」などが含まれるという。

以上、「保育士の専門性」を全国保育士養成協議会の研究にもとづき検討してきたが、これら研究に通底している特徴として、

- ① 「保育者」と「保育士」という語の混用、
- ② 「保育士の専門性」の解明は永遠の課題であるという理解、

の 2 点をあげることができる。

ただ、この①は「保育」をめぐる議論の根幹をなす問題であり、「保育者とは何か」そして「保育士とは何か」についての共通認識を抜きにした議論は、同語反復ないし循環定義を繰り返す結果となる。これでは②の「保育士の専門性」など解明できる筈がない。

このことは「保育士養成資料集」の記述を順に追ってみると明白である。

i. 「保育士養成資料集 38 号（2003 年）」

「…「保育士の専門性とは何か」について、明確な回答は導き出すことができない。」（154 頁）

ii. 「保育士養成資料集第 44 号（2006 年）」

「…「保育士の専門性とは何か」について、明確な回答は導き出すことができない現状がある。」（111 頁）

iii. 「保育士養成資料集第 48 号（2008 年）」

「…保育士の持つ「専門的知識・技術」が何を指しているのかが、あいまいなままになっている現状がある」（193 頁）

こうした認識が「保育者の専門性についての調査」（2013 年）においても変わっていないことは上に見た通りである。

このように、最近の 10 年間の研究に限ってみても、「保育士の専門性については分らない」ということが分かった、ということになる。まさしく＜アポリア＞である。なぜこうした結果になるのか、その原因・理由として少なくとも次の 2 点をあげることができよう。

まず「保育」の本質的総体性とでもいうべき性格に由来する問題がある。「保育」が「教育」とともに「ヒトを人間にする」営みであるとすれば、その本質を問うことは結局「人間とは何か」を問うことになる。これは究極の問いであろう。「保育」という営為のもつ宿命的な不確実性が、「保育士の専門性」議論に不毛性をもたらしていることは否定できない。

なお、このことに関連していうと、「乳幼児を対象とする仕事」は「保育か教育か、その両方か」といった錯綜した議論は日本に限ったことではなく、ヨーロッパでも類似の議論がある。ここでは、たとえば、education を広義に理解して、ECEC(Early Childhood Education and Care)でなく ECE(Early Childhood Education)を主張する研究者もいることを指摘しておく。⁽¹⁵⁾

次に「保育」の定義、とくに児童福祉法における「保育士」の定義がこの問題をいっそう複雑にしてきた、という点があげられる。すでに本稿で何度も繰り返し言及した「施設保育士の分離独立」がもし実現していたら、この「アポリア」の難解さはかなり軽減していたに違いない。

児童養護施設職員については、たとえば「2 年課程を経た保育士の場合、措置延長で 20 歳まで在籍する児童がいた場合、「職員と子どもが、同じ 20 歳」という事態が稀に起こりうる」のである（中島健一朗「児童養護専門職養成に関する一考察」、『社会事業研究』第 48 号（2009 年）所収）。こうした稀な事態を含め、現在では児童養護施設で保育が行われると考えるには無理がある。⁽¹⁶⁾

おわりに

①「保育者」とは、広義には A.「幼稚園教諭と保育士」であるが狭義には B.「幼稚園教諭と保育所保育士」を指す。両者は「建前と本音」に応じて使い分けられている。

②「保育士」とは、広義にはD.「施設保育士と保育所保育士」であるが、狭義にはE.「保育所保育士」を指す。ここでも「建前と本音」の区別が見られる。

本稿では「保育者」と「保育士」を上のように定義づけ、それらの内容を「専門性」との関係で検討してきた。

このうち②の広義の「保育士」は、言うまでもなく「児童福祉法」の規定に基づいているのだが、この「建前」が現在、崩壊寸前の状態に陥っている。

つまり、「保育所保育士と施設保育士」を包含した単一の「保育士」資格は分離させる時を迎えていると考えられるのである。そう考える根拠は次の2点にある。

a. 赤ちゃんから18歳までの「児童」を「保育」の対象とする、という論理がすでに破綻しているという事実。

戦後間もない頃の貧困と混乱の中で「児童福祉」の尊い理念のもと、いわゆる「恵まれない児童」を対象とした施策が次々に講じられたこと自体は、言うまでもなく高く評価されなければならない。

しかし、戦後復興とそれに続く経済成長の中で、「福祉としての保育」という原則に疑問が向けられ、「保育所保育士」と「施設保育士」の分離が何度か検討されたものの、この件は言わば懸案事項のような扱いを受けてきたのである。保育所はこの間ずっと、「児童福祉」の施設であり続けてきた。そこへの入所措置の条件として「保育に欠ける」という点に厚生（労働）省が長い間こだわってきたのも、このために他ならない。

しかし現在、「保育所」に通っている乳幼児はもはや戦後の「恵まれない児童」ではなく、また「保育に欠けない」子どもも入所が認められている。

時代とともに「保育」の定義や解釈に変更が加えられるのは、むしろ当然のことと言わなければならない。

b. 「保育所保育士」と「施設保育士」の分離は、実態としてはかなり前から行われてきた、という事実。

このことは、

◎「保育所保育指針」、「児童養護施設運営指針」、「乳児院運営指針」という3種の「指針」が策定されていること、

◎「保育所保育士」、「児童擁護施設保育士」、「乳児院保育士」という呼称が、保育界では広く一般的に常用されていること、

◎これらに対応して、「保育士養成協議会」、「児童養護施設協議会」、「乳児福祉協議会」が並立していること、

◎保育士養成指定校においても、それぞれに対応した授業科目が置かれていること、

の4点を見れば明らかである。

こうしたa. b. の事実にもとづき「保育所保育士」と「施設保育士」の分離が行われた場合、何がどう変わるであろうか。

①まず、それぞれの専門性が、少なくとも今よりは、明確になることがあげられよう。この保育と養護の分離は、児童養護施設における養護の専門性を確立するためにも、ぜひ必要なことである。

②次にこの①と関連して、保育士養成校で教える授業科目の整合性が、少なくとも今よりは明確になることである。その結果、過去に繰り返し指摘されてきた科目間の教授内容の重複が解消され精選されるため、より高い教育効果が期待できる。

「保育者」をめぐるのは現在、たとえば「保育教諭」といった名称のもとにこれを統一しようという案が検討されている。これは行財政改革の一環という色彩が濃厚であるが、結果的に「保育」と「養護」の独立が実現するならば、とりあえずは歓迎すべきことと言わなければならないまい。

注

- (1) 「保育」という親項目の下に追込項目として「保育園」、「保育器」、「保育士」、「保育所」があるが、「保育者」はない。なお、「保育」の語義としては「乳幼児を保護し育てること」と示されている。
- (2) ちなみに、「保育士」の項には「保育所などで乳児・幼児の保育にあたる人。男女ともにいう。」とある。
- (3) 本書は今から30年以上前に出版された関係上、「保育士」ではなく「保母」の語が使われている。なお本稿では、引用した文章に「保母」という語が用いられている場合、すべてそのままにしてある。
- (4) 同書2頁。
- (5) 同書187頁
- (6) 「保育者の専門性」について書かれた最近のモノグラフィーとしては、以下の2点が参考になる。
 - a. 「これからの保育者の専門性」(『発達』第134号(ミネルヴァ書房、2013年)所収)
 - b. 「保育者の成長と専門性」(『発達』第83号(ミネルヴァ書房、2000年)所収)
- (7) この調査は、認定子ども園に勤務する保育士・幼稚園教諭を対象にする「調査3」を除き、全国の保育所1,707園、児童養護施設・乳児院719施設、養成施設486校に質問紙を郵送して回答を得るという大規模なものであった。
- (8) この他に、伊藤利恵「福祉専門職としての保育士における「価値」の位置づけ」(『高崎健康福祉大学総合福祉研究所紀要』第4巻第2号、2007年)という論

文があるが、これは「保育士の価値」という意味不明の観念を駆使した難解な論考である。

- (9) 水野浩志・久保いと・民秋言（編）『戦後保育 50 年史 証言と未来予測、3. 保育者と保育者養成』（栄光教育文化研究所、1997 年）331 頁。
- (10) これ以前にも、昭和 25 年に「保育所運営要領」が、そして同 27 年に「保育指針」が発刊されているが、この両者と「保育所保育指針」の相違についてはここでは触れない。
- (11) 社会福祉法人「希望館」の H P
<http://www.kibokan.or.jp/recruit/index.html#> より
- (12) 工藤満穂「児童福祉考察」
<http://kudohp.essay.jp/> より
- (13) 吉村公夫「児童指導員とソーシャルワークについて」、名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』第 3 号（2005 年）所収。なおこの論文では、なぜか「保育士」ではなく「保母」という語が使われている
- (14) なお、この項目の記述は同出版社が出している『保育用語辞典』（本稿の I. の A. で引いた辞典）のそれとまったく同じであり、執筆者も同一である。
- (15) 詳しくは、
Mathias Urban, *Early Childhood Education in Europe*, (Education International, 2009) pp.14 を参照。
- (16) いわゆる「施設保育士」の専門性を論じたモノグラフとして、注(13)に記したもののほか、高橋久雄「施設養護の専門性に関する考察」、『昭和女子大学人間社会学部紀要』No.761（2004 年）所収、がある。